○農林水産省告示第三百六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の指定するものを次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物（第三欄に定める物を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一　生体及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二　精液、受精卵及び未受精卵並びにこれらの容器包装 三　死体及びその容器包装 四　肉及びその容器包装 五　臓器及びその容器包装 六　肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン並びにこれらの容器包装	一　生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域（シンガポール、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びルーマニアの地域をいう。以下同じ。）の政府機関が指定する農場において飼養した動物であつて、当該農場において飼養した旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 二　精液、受精卵及び未受精卵のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域の政府機関が指定する農場において飼養した動物のものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域の政府機関が指定する施設において採取し、及び処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行するものである旨並びにその証明書を添付してあるもの並びにその容器包装 三　肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備をしてある施設において農林水産大臣が指定する基準に適合するものとして農林水産大臣の定める地域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入される当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその容器包装 四　臓器のうち次のイ又はロに掲げる事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるものの及びその容器包装 イ　消化管、子宮及び膀胱（農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨）以外の臓器　牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 ロ　消化管、子宮及び膀胱　牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 五　臓器のうちケーシング及びその容器包装　臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち次のいずれかに掲げる事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 イ　当該ソーセージ、ハム及びベーコンの原料となる肉及び臓器が牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられている政府機関が指定する農場において飼養した動物のものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備をしてある施設において農林水産大臣が指定する基準に適合するものとして農林水産大臣の定める施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨 六　肉又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコンのうち次のいずれかに掲げる事項を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 イ　当該ソーセージ、ハム及びベーコンの原料となる肉及び臓器が牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられている政府機関が指定する農場において飼養した動物のものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備をしてある施設において農林水産大臣が指定する基準に適合するものとして農林水産大臣の定める施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一　生体及びその運送のための敷料その他これに準ずる物 二　精液、受精卵及び未受精卵並びにこれらの容器包装 三　死体及びその容器包装	一　肉のうち牛疫、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生を予防するために必要な設備をしてあるものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨